注１　摘要欄には、納付先の金融機関名その他必要な事項を記載すること。

２　受欄と払欄は改行して記載すること。

３　必要があるときは、各欄の記載を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

別表第十六号（第51条の13第２項関係）

（表面）

第　　号

電 波 利 用 料 徴 収 職 員 証 明 書

所　　属
氏　　名
交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

総合通信局長又は
沖縄総合通信事務所長　印

5.5cm

9.1cm

（裏面）

この証明書を携帯する職員は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条の２第25項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第27項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の２第26項　総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。（以下略）

別表第十六号（第51条の13第２項関係）

（表面）

第　　号

電 波 利 用 料 徴 収 職 員 証 明 書

所　　属
氏　　名
交　　付　　年　　月　　日
有効期限　　年　　月　　日

総合通信局長又は
沖縄総合通信事務所長　印

5.5cm

9.1cm

（裏面）

この証明書を携帯する職員は、電波法（昭和25年法律第131号）第103条の２第42項の規定による督促に係る電波利用料及び同条第44項の規定による延滞金を国税滞納処分の例により処分する権限を有する。

電波法抜粋

第103条の２第43項　総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。（以下略）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）附則第１条ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年四月１日）から施行する。